

「ダイマグ光」サービスご利用規約（2026 年 6 月改定版）

「ダイマグ光」サービスをご利用いただく方(以下「お客様」という)は、「ダイマグ光」サービスご利用規約(以下「本規約」という)を必ずお読みのうえ、ご同意ください。

第 1 条(定義)

1. 「ダイマグ光」サービスは、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という)または西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という)から卸電気通信役務の提供を受けて株式会社ダイマグ(以下「弊社」という)が提供する、光電気通信網を用いた FTTH アクセス回線提供サービスおよび FTTH 回線を利用した IP 電話サービスです。なお、本条以下において、NTT 東日本と NTT 西日本を総称して「NTT」といいます。
2. 本サービスの提供条件、そのほか詳細については、本規約に加えて、NTT が別途定める「IP 通信網サービス契約約款」、「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」、「端末設備貸出サービスに係る利用規約」、「リモートサポートサービス利用規約」に準拠しています。
3. 弊社及び NTT がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項も本規約の一部を構成するものとします。

第 2 条(本規約)

1. お客様は、本規約および弊社が別途通知する料金その他の提供条件に同意し、「ダイマグ光」サービスを利用するものとします。

第 3 条(本規約の変更)

1. 弊社は本規約を変更することがあります。この場合には提供条件等は変更後の規約によります。
2. 弊社が別途通知する提供条件等に関する事項は随時変更することがあります。
3. 本規約を含む契約内容および電気通信事業法その他の法令による説明事項を変更する場合、弊社はおお客様に対し、ホームページへの掲載、電子メール、書面その他弊社が適当と判断する方法により通知を行います。

第4条(契約の成立およびサービスの開始日)

1. 「ダイマグ光」サービスの利用契約は、利用希望者が本規約に同意のうえで、弊社が別途定める手続に従い「ダイマグ光」サービスへの申し込みをなし、弊社が当該利用希望者を「ダイマグ光」サービスの利用者として登録した時点をもって成立するものとします。
2. 利用料金の課金開始基準日となる「ダイマグ光」サービスにおけるサービス開始日は、弊社が別途定める日とします。なお、弊社はお客様に対して、当該サービス開始日を弊社が適当と判断する方法で通知するものとします。

第5条(利用料金)

ダイマグ光の利用料金およびダイマグひかり電話の利用料金（基本料金、付加サービス料、通話料等の合計）は、毎月1日から末日までの料金を月額計算します。利用料金は、料金計算対象月の翌月末日（振込）または翌々月26日（口座振替）までにお支払いください。支払方法は、請求書によるお振込みまたは口座振替となります。振込手数料その他支払いに要する費用はおお客様のご負担となります。NTT東西より直接提供されるサービスについては、NTT東西より直接請求となります。ISP利用料については、ISP事業者より直接請求となります。

第6条(通知)

「ダイマグ光」サービスにおけるFTTH回線の開通に関する進捗状況については、弊社が適当と判断する方法で通知するものとします。

第7条(通信速度)

1. 弊社が「ダイマグ光」サービスに関して定める通信速度は最高時のものであり、接続状況、お客様が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、そのほかの理由により変化するものであることを、お客様は了承するものとします。
2. 弊社は、「ダイマグ光」サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

第8条(「ダイマグ光」サービスの変更または廃止)

弊社は、一定の予告期間をもって、弊社所定の方法(弊社所定の Web サイトに掲載する方法を含みます。)にてお客様に通知することにより、「ダイマグ光」サービスの変更または廃止をすることができるものとします。

第 9 条(その他)

1. 「ダイマグ光」サービス利用期間中において、お客様は別途弊社が指定する NTT が提供するフレッツ光サービスの付加サービスをご利用いただけます。詳細については別途弊社が定めるものとします。
2. 「ダイマグ光」サービスの利用料金、サービス内容、FTTH 回線などに関する各種問い合わせについては弊社が受け付けるものとします。なお、FTTH 回線に関する故障について、弊社から連絡を受けた NTT が必要に応じてお客様宅に作業員を派遣し、故障修理を実施する場合があることを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。
4. NTT の電気通信設備の保守上もしくは工事上やむを得ない場合、または弊社に対する「ダイマグ光」サービスにかかる卸電気通信役務の提供上必要がある場合に、NTT がお客様に対して直接連絡する場合があることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。
5. 「ダイマグ光」サービスの提供にあたり、または「ダイマグ光」サービスの利用を前提とした NTT を含む他社の提供するサービスをお客様が利用するにあたり必要がある範囲で、弊社が NTT に対してお客様の情報を開示し、NTT がその情報を記録・保管すること、および弊社が開示したお客様の情報を NTT が IP 約款第 57 条の定めに従い第三者に対して開示する場合があることを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。
6. お客様は、本条各項に定める場合に限らず、「ダイマグ光」サービスを提供するために必要な範囲で、弊社が、弊社に卸電気通信役務を提供する NTT の設備などを利用し、または NTT による直接の対応が発生する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第 10 条(初期契約解除制度)

法令により初期契約解除制度の対象となる場合、お客様は、契約書面の受領日を初日として 8 日以内に、書面等により契約を解除できる場合があります。この場合であっても、契約解除までに提供を受けたサービスの利用料、既の実施した工事費、事務手数料その他法令上請求が認められる費用については、お支払いいただく場合があります。

第 11 条(番号ポータビリティおよび事業者変更)

ダイマグひかり電話でご利用の電話番号については、固定電話サービス提供事業者間の番号ポータビリティ制度、事業者変更その他の制度により、一定の条件を満

たす場合に限り継続利用できる場合があります。番号の種類、提供エリア、契約状態、変更元・変更先事業者の対応状況等により継続利用できない場合があります。

第 12 条(個人情報等の取扱い)

弊社は、本サービスの提供、料金請求、工事・保守対応、本人確認、契約管理、各種案内および法令に基づく対応に必要な範囲で、お客様の情報を取り扱います。

また、本サービスの提供に必要な範囲で、NTT、工事会社、決済事業者、委託先その他関係事業者へ情報を提供する場合があります。

第 13 条(反社会的勢力の排除)

お客様は、自己または関係者が反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力に該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。弊社は、お客様が本条に違反した場合、何らの催告なく本サービスの全部または一部を停止または解約できるものとします。

この規約は 2026 年 6 月 13 日から実施します。